

第10回議会運営委員会記録

令和4年1月31日

【開催日】 令和4年1月31日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時～午後4時50分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	事務局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	議事係主任	原田 尚枝
庶務調査係書記	岡田 靖仁		

【付議事項】

- 1 改選後の議会運営に関する要望書について
- 2 代表質問について・・・資料1
- 3 その他

午後3時 開会

大井淳一朗委員長 それでは、ただいまより第10回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願ひします。まず第1点目、改選後の議会運営に関する要望書についてです。これは先日参考人をお呼びして、

この要望書について願意というか趣旨をお聞きし、それについて皆さん持ち帰って協議していただいたかと思えます。大きく4点ありますけれども、そのうち1点目につきましては広聴特別委員会で議論していただくとして、残り3点について、いま一度こちらで協議をして、結論が出るものは結論を出していきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひします。まず初めに、議会運営ルールの例規体系の見直しについてです。こちらにつきましては、現在あります会議規則、委員会条例、申し合わせ事項等の例規体系の積極的な見直しを行って、市民に開かれた市議会にする必要があると。そのようにしてもらえないかということで、先進地の大津市議会などでは例規体系の見直しなどを行っている。申し合わせ事項なども会議規程に取り込んで、ホームページの例規集で閲覧可能な状態になっている。そのように、本議会もすべきではないかといった趣旨だと思えますが、これについて、皆さんのほうでどのようにしていくかということを知りたいと思えます。これにつきましては、大津市議会のほかにこのような例規体系の見直しをしているかどうか、まず実態を把握したいと思えますので、もし事務局で調べているのであれば、報告していただければと思えます。

中村議会事務局主査兼議事係長 市ではなかったように思えます。町で二つ、白老町と福島町です。両方とも会議条例を設けていたように思えます。

大井淳一郎委員長 今、白老町と福島町ということで北海道の町議会が二つ、そして先進地であります大津市議会でこのような例規体系にしているということですが、これについてどうするかということです。本市も含めて標準会議規則に多くの議会が従っていますが、なぜこの例規体系の見直しができないのか。背景には地方自治法第120条では、議会は会議規則を設けなければならないということで、あくまでも本会議に関するものは規則で定めるという地方自治法に従ってなっているということが根拠かと思えます。皆さんのほうで、これについて何か検討されたことがあれば、お伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。このよう

な背景は、先ほど申し上げました地方自治法第120条では、地方議会は会議規則を設けなければならないとなっております。その一方で、地方自治法第109条第9項では、委員会に関することは条例で定めなければならないとなっております。本会議は会議規則、委員会は条例ということで、法律、条例、規則という法体系と矛盾するんじゃないかといったことが背景にあらうかと思えます。これについては、なかなかほかの議会も取り入れていないところではありますが、ほかがやっていないからうちはやらないというのもあれなので、もし皆さんがこれについてのお考えがあればお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

笹木慶之委員 今、私どもの定めについては、標準的なものとして示されたものよっているんですね。問題は、地方自治法の中の定義に従っていけば、今委員長が言われたような形のものがあるかと思うんですけど、それとこの標準的なものの定めについてのいきさつと言うとおかしいけれど、そういうものがありながら標準的なものが、いわゆる準則というものが出されているというわけですね。それでやっておるわけです。だから、その辺りをもう少しよく調べてみないと、なかなか難しい問題だと思うんですよ。その辺りは何か事務局であれば、教えてほしいと思うんです。標準的なものが定められていますよね。これはもちろん一つの地方自治の流れの中で出てきたものと思うんだけど、地方自治法の中では、さっき言った第120条の定めがある中で、当然、今のような動きになってきておるといふ、そこの部分です。

中村議会事務局主査兼議事係長 ちょっとすみません、質疑というか質問の意図が分からないので答えが合っているのか分かりませんが、本会議については地方自治法に定めがあります。委員会については委員会条例に定めがあります。あわせて、さっき大井委員長からお話がありましたように、地方自治法第120条には、会議規則を設けなければいけないとなっております。会議規則は、主には議会運営のことについて規定されていると理解しています。笹木委員がおっしゃっている準則がうんぬ

んというのはどういうことをおっしゃっているんですか。

笹木慶之委員 現行の本市の定めが標準的なものに従って作られているのではないですかということです。

中村議会事務局主査兼議事係長 それは標準市議会会議規則のことですか。
(「そうそう」と発言する者あり) そういう質疑であれば、そういうことになります。

笹木慶之委員 そういう経過の中で来ておるということを踏まえて、今の部分にその話が行くわけですけど、それを整理していこうとすれば、その辺りをもう少しよく調査といいますか、いろいろ研究、検討してみないとなかなか難しい問題じゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長 おっしゃることは分かりました。創政会はどうですか。

森山喜久委員 創政会で議論して、先ほど委員長も言われましたように、地方自治法第120条で普通地方公共団体の議会は会議規則を設けなければならないとしている。その一方で、今回の事例で出されている大津市議会では、憲法で国民に保障されている権利である請願に関する事項が、市民の直接請求によって改正可能な条例ではなく、議会でしか制定や改廃ができない規則で定められていることは、憲法第16条の立法趣旨に鑑みると適当ではないという判断の下に行われていると。ただ、今あったように、私たちもこういうところの整合性の判断がまだ時間が足りずにちょっとできなかったということで、今後十分な研究を行っていく必要があると、会派で一応取りまとめているところです。

大井淳一郎委員長 うちの会派も、直接、この大津市議会の方からお話を聞いたことがあって、今言われたことも含めて、研修とかを受けたことがあるんですけども、例規体系の見直しに至った経緯とかもそのときに聞

いたわけですが、ただ多くの議会では、なかなか実施に至っていない背景もあるし、今、うちも標準会議規則に従ってやっているというところもあります。これについては、即座に例規体系の見直しに着手するとかしないとかの結論を出すのではなくて、少し研究というか時間が必要ではないかといったことで話はしたことがあります。今日、例規体系の見直しについては、他市の状況というか背景とかをもう少し研究して、結論を出していきたいと思っております。そんな感じでよろしいですか。

森山喜久委員 例規体系の見直しという話もあったんですけど、ただその前段で申し合わせ事項に関する部分で、先例があったとか、検討はどうだったのかというような指摘があったと思います。これについて、一応会派で調べたところでは、令和2年5月1日の議運で、新型コロナウイルス感染症に伴う要望書の取扱いについてということで先例がありましたし、検討があったかどうかということも、今の新型コロナウイルス感染症に伴う要望書の取扱いについて、議運に諮り、議運で検討、判断したと。時期を逸してはいけないという判断をしてきたという事例を踏まえた上で、先ほどの例規体系の見直しというところに来たところですね。実際、先例と検討の関係は、今言ったもので間違いはないですね。事務局に確認です。

中村議会事務局主査兼議事係長 前の期の議運だったかと思いますが、一度御提示したとおりで、そのうちのトップバッターと言ったらおかしいですけど、最初の先例となったのがコロナの関係の要望書を急遽受け付けたというところだと思います。あとは、この先例をきちんと明文化していくのかとかいうのがずっと議論になってきていたところじゃないかなと思います。

森山喜久委員 あと、例規体系の見直しは時間が掛かるので、今後十分な研究を行っていく必要はあると思うんですけど、その一方で、例えば、申し合わせ事項の見える化は取り組んでもいいのではないかと会派では意見

がまとまりました。やはり今回で言えば、申し合わせ事項はホームページとかで公開されていないために、中身がよく分からないという話もあったので、この申し合わせ事項で規定された内容は公開していてもいいのではないかと考えています。また事務局に聞いて申し訳ないんですけど、この公開に関する手続はどのようにしたらいいのか。回答できますか。

島津議会事務局次長 もちろん議会運営委員会で決定していただいたら、ホームページ上に載せることは簡単にできます。

大井淳一郎委員長 それは申し合わせ事項そのものを載せるのか、それとも会議規程に起こして例規集に載せるのか。載せ方もいろいろですよ。議会のホームページに申し合わせ事項としてアップするということもできる。やり方はありますよね、会議規程にしなくても。ただ申し合わせ事項の見える化ということであれば、目的が達成できるのかな。それはどうですか。申し合わせ事項自体をホームページにアップするのは可能ですか。

島津議会事務局次長 それは可能です。

大井淳一郎委員長 ですから、見える化という目的を追求すれば、申し合わせ事項をそのままアップということもできますよね。

伊場勇委員 そこで、少し考えなきゃいけないのが、今は要綱とかをホームページにアップしていないと思いますので、そちらも一緒に取り扱ってホームページにアップするかどうかというところも一緒になって考えなきゃいけないのかなと思います。事務局に確認しますが、モニターとか市民懇談会とかの要綱等は、ホームページに公開されていないですよ。市民が見たいというときは、請求したら見られるんですか。申し合わせ事項もです。

島津議会事務局次長 おっしゃるとおりで、議会側からは公表していないので、仮に情報公開条例上で請求がありましたら、そのまま公開可能な情報となっております。ですから、ホームページに載せると議会で決定されましたら、ホームページ上に載せることは問題ありません。

伊場勇委員 他の委員会等も要綱がありますといったときに、そういった要綱を持ち出して議論する場があるじゃないですか。そのときに、資料として上がっていただければいいんですけども、常に我々は便覧を持ち歩いているんで分かるんですが、聞いた市民は、よく理解できないところもあるんじゃないのかなと思っています。ただ全部出すのがいいのか、どこまで抑えていくのがいいのかというのは、もうちょっと議論が必要だと思うんです。見える化するのはいいことだと思っているんですが、そこはちょっと考えながら、それをどこまで出すのかは少し議論が必要なんじゃないかなと思っています。

大井淳一郎委員長 今、議会報告会、議会モニター、市民懇談会の要綱というのは、恐らく申込みのところとかに、あと議会モニターだったら募集要項と一緒に添付されているので、部分的には公開されているんですよ。ただ、市民がアクセスしたときに、議会の例規集というわけじゃないけど、議会に関するもので一つにまとめて、そこさえ入れれば、申し合わせ事項も含めてアクセスできるようアップしておけば、その情報を見られるんで、その意味では見える化が図れるかなと思います。今の創政会の御提案についてですが、今聞いたばかりです。これはうちもまだ結論は出せないんで、どういう形で見える化を図っていくかをちょっと検討していきたいと思っています。笹木委員のところもそれでよろしいですか。

笹木慶之委員 持ち帰ってよく協議をしてみたいと思います。

大井淳一郎委員長 今ちょっと創政会の案を取り入れる方向で、うちの会派も

持ち帰って検討していきたいと思います。どのような形でアップする、見える化を図るかについては事務局とも相談して、また、次の議会運営の中で諮りたいと思いますので、よろしくお願いします。この2番目の例規体系の見直しについては、今後の検討課題とさせていただくということと、申し合わせ事項も含めたホームページ上での見える化については、後日の議会運営委員会の中で、どういう形でやるかを決定していきたいと思います。よろしいですか。

島津議会事務局次長 先ほど説明の中で、要綱等が情報公開条例上請求されれば、公開できるというふうに言いましたが、要綱はもともと公開できる情報ですので、情報公開条例上の請求も要らないと訂正させていただきます。

大井淳一郎委員長 承知しました。要綱並びに申し合わせ事項等も含めて、見える化の検討を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。それでは3番、秘密会の解除についてです。これにつきましては改選前のことですが、その運用で一旦秘密会の会議録を公開して、情報公開条例に従って非公開にしたということで、公開したりしなかったりということをお指摘されたわけです。これにつきましては、秘密会の手続とか要件等をここで明確にしておくべきではないかといった要望だったと思いますが、皆さんと話をしたと思います。まず確認ですが、議会基本条例では、委員会等の会議録等については原則公開ととなっております。ただ、秘密会は、過半数で秘密会を決定することができ、そこでの会議録をどうするかと考えた場合に、ちょっと間違っていたらごめんなさい、情報公開条例の運用では非公表となっている、非公開となっているのかな、非公表かな、ちょっと言葉が違うかもしれませんが、そうなっていることから、現在は公開していないという状況だったと思います。もし秘密会が行われることになった場合の運用について、この議会運営委員会の中で今後もし生じた場合にどうするかということを決めておくことが必要ではないかと思いますので、これについて、皆さんの御意見をお

伺いたしたいと思います。事務局にお聞きします。情報公開条例に従って、今は公開していないということですか。もう一度確認したいと思います。

島津議会事務局次長 情報公開条例と整合性を取っているということです。まず会議規則に秘密会の記録は、これを公表しないとなっております。情報公開条例上も法律又は条例等によって公表しないとした情報は、これは公表しないとしております。会議規則は地方自治法に委任された規則ですので、これと同様のものであるということから、情報公開条例上で言いますと第9条第1号に該当して、公表しないことになっております。

大井淳一郎委員長 失礼しました。会議規則にも秘密会の議事については、公表しないといったことが書かれております。そういった整合性を取っているために今の運用になっているということですが、皆さんのほうで、何か協議したいことがあれば、御意見をお伺いします。

伊場勇委員 この要望書の中身は、まず一貫性を持って対応すべきじゃないかということだと思います。先ほどありましたが、会議規則第112条がイコール市の情報公開条例第9条第1号に該当すると考えています。地方自治法第120条では、会議規則を設けなければならないというところの会議規則が、本市議会会議規則第112条というところですが、一貫性がないんじゃないかというところは確かに否めないところですが、公開したものを今公開していないところではあるんですが、これからの話をするのであれば、会議規則でも公表しない、情報公開条例でも公開しないと書いておりますので、非公開ということだと思います。今までの議論の中で、弁護士との意見とかいろいろありましたけども、そうすれば弁護士の見解とも一致しているんじゃないかなと思っております。ただ、今後、この秘密会を取り扱うに当たって、やはり参考人を呼ぶときに秘密会がふさわしいかどうかということところです。公聴会においては、この秘密会はふさわしくないと法にも書いておりますし、そういうところも加味して秘密会の取扱いも考えなきゃいけないのかなと思っていま

す。まず1点目はそこです。

大井淳一郎委員長 秘密会の運用について、改選前のことはもうこれ以上どうこう言うつもりはありませんが、今後一貫した対応を取るために、秘密会がもし起こった場合には、情報公開条例あるいは会議規則に従って公開しないという方向でいきたいと。ただ、今言われたように、参考人の招致について秘密会とする運用はやめたほうがいいんじゃないかということで、これは今後起こり得る参考人招致とかであった場合、それはもう公開の場でやっていくということ、秘密会は「抜かすの法」みたいな形でいかないといけないということは、共通の認識でいかないといけないところもあるかと思います。それから、今後の運用としました秘密会が起こった場合は、法律、条例、規則の運用に従って公開しないということ、議会基本条例との整合性については、原則公開するとなっていますので、その例外に当たるのではないかということも言えるかと思います。その辺の整合性は取れるのかなと思います。ちょっとこれはまだいろいろ議論はあるかと思います。いかがですかね。至誠一心会もおおむねそのような理解でよろしいですかね。

笹木慶之委員 定められた原理原則に従って、粛々と運用していくということだと思います。

大井淳一郎委員長 うちの会派も、そこまで深くは議論してはいませんが、皆さんの言われたような運用でいくということで確認していきたいと思います。それと秘密会の解除ということですが、秘密会が秘密会でなくなったというのは、もう一度、どのような場合にそのようなことが起こり得るのかについて確認したいと思います。秘密会の解除は、秘密事項でなくなったからという答弁だったと思うんですが、いま一度確認したいと思います。事務局、いかがですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 今委員長がおっしゃったとおりで変わりはない

りません。

大井淳一郎委員長 秘密会の解除ということが起こり得るかどうかはさておいて、もし起こり得るのであれば秘密事項でなくなったということになるかと思います。その場合にあらかじめ秘密会を決定した委員会で諮るんですかね。諮るようになるんでしょうね。ちょっとその辺りの運用や少し考えとか、これも委員会自治の下からいけば、秘密会を決定したところが秘密会、秘密事項でなくなったということを確認すべきなんじゃないかな。ただ、その前提とすれば、本当に秘密事項でなくなったかどうかというのは、その例えば発言者との意思疎通というか、発言者も秘密会を解除していいという了解は当然必要だと思います。ただ、先ほどもありましたように、極力というか、もう本当に参考人招致については秘密会にしない運用のほうが適切であると思いますので、それは大前提として話を進めていくかと思います。秘密事項の解除というか、それは秘密事項でなくなったということ、いま一度確認したいと思います。よろしいですか。

伊場勇委員 秘密会とするにはやっぱり委員会の議決が要るじゃないですか。それでおっしゃるとおり、解除もそうなると思うんですけど、基本的に議案とかが秘密会になれば、議案が終わると解除するじゃないですか。議案だと議決されるので、そういうふうな解除のタイミングが出てくるかもしれませんが、やはり解除まで考えて秘密会として取り扱うべきかを考えながらの運用の仕方もある必要じゃないかとちょっと思っています。そこも踏まえて考えるべきかなと思っています。

大井淳一郎委員長 だから秘密会と決定するには、解除することも前提にやってほしいということですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）これは現にそういうことが起こっているわけじゃないので、仮定の話にはなりませんけれども、秘密会の運用についてはそれだけ慎重にやってくれということになるかと思います。秘密会の二つ目の取扱いについては、先ほど

申し上げたとおり、それから、その取扱いも慎重にしていきたいということで、確認していきたいと思います。これについて、今後は公開した、公開しないということが出てこないかと思っています。それでは4点目です。議員の自由な発言を保障する措置についてということです。これは(1)、(2)とありますけども、これは連動しておりまして、大本は政治倫理条例の位置づけを明確にしてほしいということです。議会内の発言ということは内部規律、懲罰としてそこで規定しているんだからそれでやるということは間違いないです。ただ、それを言うならば議会内での発言を基に政治倫理条例で棚に上げるのはどうかということが、今、要望者の要望の意図だと思っていますので、政治倫理条例の政治倫理基準第3条をどうするかということになろうかと思っています。うちの議会はフルセット型というか風呂敷がかなり広がっておるところがあります。これは多くの議会でもそうなんですけれども、場合によっては議員のモラル違反的なことも政治倫理基準に引っ掛かって、政治倫理条例で審査会の設置を求める議会側の発議もあれば、市民側からの署名ということができている状況になっております。これについて絞りを掛けていくのか、あるいはこのままでいくのかということを経験していかなくてはいけないかと思っています。これについて、皆さんの意見をお伺いしたいんですが、その前にこの政治倫理条例について、風呂敷を広げているところがほとんどだと思っていますが、そうでないところもあろうかと思っていますので、県内に限らずもし先進市とか実例があれば、ちょっと教えていただければと思います。事務局で調べていれば教えてください。

島津議会事務局次長 委員長おっしゃるとおりで、県内市においては、大体本市と同じような政治倫理条例になっております。例えば2020年の早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革の上位の市で言いますと、取手市などは限定列挙しておりますし、そのほかにも西宮市や大津市それから会津若松市議会なんかも比較的限定列挙して、政治倫理基準を明確にしているというようなところはあります。

大井淳一郎委員長 限定列举というのは具体的にどういった形ですかね。

島津議会事務局次長 例えば、取手市議会でしたら地位による影響力を不正に利用して報酬等を受けないこと。公共工事委託業務に関して、特定の業者を推薦し、又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。それから、市職員の採用に関して推薦又は紹介しないこと。市職員の公正な職務執行を妨げ、又は権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けをしないこと。政治活動に関して、会社、その他団体から寄附を受けないことといったように、本市で言いますと政治倫理基準の第3条第2号から第6号に当たるような項目を制限列举しておられます。

大井淳一郎委員長 今言われたとおりの状況です。大津はちょっと私も確認したんですが、ほかにも西宮、会津若松も含めて限定列举しているということです。光市も実は限定列举だったんですけど、この度広げたので県内では今はどこも限定列举していない状況になっております。今、ほかの議会の状況も聞いたわけです。これについて協議していることがあれば、いかがでしょうか。

宮本政志副委員長 事務局に確認したいんですけど、今の説明でいったら例えば本市の第3条の冒頭で、「議員は公職にあるものに対して」とありますよね。最後には、「次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」。これの冒頭の一行はなくて、いきなり、「次に掲げる政治倫理基準を」となって、細かく限定的に列举してありますと受け止めればいいんかな。

島津議会事務局次長 制限列举しているところは、割と分かりやすく作っております。例えば、先ほど申しました取手市議会では、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないとか、政治倫理基準は次のとおりとするとか、分かりやすく書いてあるところが多いようです。

大井淳一郎委員長　うちの場合もし限定列挙するのであれば、今まで過去2回、この第1号について言われてきたんですが、これを削除するだけで、この目的というか、ほかの限定列挙しているのと整合性は取れるんですかね。ちょっとそこはまた議論しなきゃいけません、第1号がちょっとネックという言い方はよくないですけど、いかがですかね。法制執務の観点からいくと第1号の削除で足りるのか、それとも、もうちょっと文言を変えなきゃいけないのか。あと、要望書はこれに加えてほかの先進地では、2親等内の親族の企業請負契約の、何かそういうことを言われまして、そこまで進めるかはさておいて、今回の対応とすれば第1号をちょっと検討というところかな。いかがですか。第1号をのけるだけでいいというのは、よくないですか。

島津議会事務局次長　ちょっと第3条の最初の部分が少し分かりにくいかなというところがあります。それから、第2号以下第6号までについては、今まで山陽小野田市議会で議論されて作成された基準であろうと思いますから、制限列挙する部分についてはふさわしいのかなとは思っています。

大井淳一郎委員長　その辺も含めて第3条を中心に政政治倫理条例の改正が必要であれば、改正していきたいと思い——ごめんなさい、まだ皆さんの意見を聞いていないですね。どうですかね。限定列挙の話です。

森山喜久委員　今まで第3条第1号の「疑惑を持たれる行為」という部分が、ちょっと漠然としすぎていたというところで、うちの会派でも、口利きとか地位利用とか不当要求などといった具体的な記載をするべきじゃないかという議論になりました。ですので、そういった文言を今後検討するにしても、委員長が言われたように政治倫理条例の見直しを進めていくべきだと思います。今までそういった事例を含めての話もあるので、早急に行っていくと考えておりますので、よろしくお願いします。

笹木慶之委員　正直言いまして、この部分についてまだ細かくは協議していま

せん。今までの流れの中での認識が定着しているからです。ということで、確かに現実問題は限定的な理由というか詳細に定義しているんですよ、第2号から第6号までについては。第1号の市民全体のうんぬんというこの部分の品位とか名誉の辺りの問題は非常に漠然としたものがあるわけですね。そういったことで疑問が残るんですが、とは言いながら、もともとの政治倫理条例が求めておるものは何なのかということを考えてときに、非常に微妙な難しい問題が実は残ってくると思ってます。そういった中でもう少し時間を掛けて、やはりいろいろな事例も参考しながら、しっかり検討していくべきじゃないかなというところですよ。

大井淳一郎委員長　うちの会派でも、政治倫理条例のちょっと裾が広がり過ぎていてるよねという話はしております。具体的にどのように限定していくかについてはまだ話してはいませんが、今日の議論あるいは先進地の状況を踏まえて、会派内でも話をしていきたいと思えます。基本的には、3会派とも、この政治倫理条例の見直しに着手をするという方向、限定列举という形で議論を進めていきたいんですが、副委員長は何か気になることがありますか。

宮本政志副委員長　今笹木委員の会派が、本日の議運の付議事項1番が改選後の議会運営に関する要望書についてですから、当然この件全体に対して、会派で議論されていると思ったんですが、今この4番に関して会派で話し合いをしておりますとか何か言われたんで、何を、具体的に今後話をしていけばいいと今おっしゃったんですか。よく分かんなかったんで会派ではこの辺りの話をされてないということですね。

笹木慶之委員　方向性が出るころまでの話はしてないということです。だから、いろんな意見を踏まえた中で、しっかり議論していくべきだろうということで、方向性は出ていないということです。

宮本政志副委員長　だから、会派ではどの辺りを深く議論をしていけばとなっ

たんですか。

笹木慶之委員　今まで定着してきておる政治倫理条例というのがあって、それに基づいてやってきたわけで、今回の申出の部分の内容については、そもそもの政治倫理条例を制定した必要性と申しますか、どういうところに導いていくかというその部分については、まだ結論的に至っていないということです。

大井淳一郎委員長　会派内で議論の進捗度はいろいろで違うかと思いますが、いずれにしても政治倫理条例の見直しをすべきではないかという点では一致しておりますので、議会運営委員会の中で、具体的にどのように見直しすべきかということを進めていきたいと思っております。できれば、次の定例会で政治倫理条例の改正に着手したいと思っておりますので、そのときは御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。では、要望書については、おおむねこれでよろしいかと思ひます。ちょっと今、言葉がいろいろ錯そうしておりますので、まとめまして要望者にお返しをしたいと思ひます。よろしくお願ひします。それでは、付議事項1点目についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上とします。それでは、続きまして代表質問についてです。裏面にあります資料1です。創政会から、代表質問の廃止についての要望書になるのかな、申出書がちょっと分かりませんが、出ております。これについてまず創政会の方から説明していただいて、代表質問について協議したいと思ひますのでよろしくお願ひします。それでは創政会で、代表質問の廃止について出された経緯とかを含めて、お願ひしたいと思ひます。

森山喜久委員　裏面の資料1です。代表質問の廃止についてということで、本市議会では、代表質問とは、「市長の施政方針に対し、会派を代表して、質問することができる。」とされています。また、会派とは共通理念を基とする政策集団であるため、会派制を取っている本市議会では、その理念に基づき質問することが期待されます。しかしながら、市長の施政

方針に対する見解を求める代表質問においては、会派ごとに内容が重複することがあり、また一般質問をする議員個人でも代表質問と同様の質問をすることができるため、一般質問との差を見いだしにくいと考えます。ついては、本市議会では22人議員全員に一般質問の権利があり、また全議員が一般質問を行える日程を設けた上で、一人当たり70分の質問時間を確保していることに鑑み、代表質問の廃止を要望します。

大井淳一郎委員長 代表質問の廃止について、創政会から提案がありました。代表質問は、次の3月定例会で予定はしていますが、これについて、今読んでいただいたとおり廃止すべきではないかといった要望ですので、皆さんで議論したいと思います。これについて、いかがですかね。代表質問につきましては平成26年3月議会から実施しております。会派内で事前に政策論争を行った上で代表質問をしていくわけですが、今、森山委員が言われたように、一般質問と内容が重複するのではないかといったことや、議員全員に一般質問の権利があるんだから、それで十分ではないかといったことです。時間を60分にしたのは、1日で代表質問を終わらすという政策的な意図であり、根拠はそこまで大きくありません。ただ、市長の施政方針に項目を絞っている関係上、項目が一つということもありまして、最大60分にしているということがあります。時間が長いから、短いからというのは、こちらでどうにでもなるところですので、その点はさておいて、代表質問自体について議論していきたいと思います。これについて、いかがでしょうか。今、創政会では、廃止したいということです。

笹木慶之委員 我々の会派につきましては、かなり時間を掛けていろいろと議論しました。結論的にはやはり従来どおり、代表質問という方法をもって、市長に対峙していきたいということです。考え方は当然皆さん御承知のとおり、代表質問というのは、会派の代表者が市長の施政方針等について質問を求めるということで、一般質問は議員個人が行うということが明記されております。したがって、定められておるこの内容につい

て、やはり議会として、議員としてしっかり対応していくべきではないかというのが結論です。一応以上です。

大井淳一郎委員長 これについては、みらい21でも話をしました。代表質問については、確かに一般質問と変わらないのではないかといった指摘は前からありますので、改めるところは改めなくてはいけません。それを改めた上で代表質問は存続していくと。改めるといというのは具体的には、これはあくまでも市長の施政方針に対するものであるもので、代表質問の中で部長が答弁するとかいったことではなくて、極力市長と対面で質問していくという流れにするように、これは議会側の度量にもよるところ、議員側の力量にもよるところですが、そういったところ。それから、代表質問で見直すところは、代表質問する人に任せているところがありますので、今後は、今まで以上に会派の中で協議して、会派の代表として市長の施政方針についてただすといった形を今まで以上にやっていく。そういった改善をしていかなくちやいけないねという話はしたことがあります。以上です。

笹木慶之委員 それに私も関連して、改善してほしいという意見が出たのは、委員に配布される施政方針の配布日が非常に遅いのために、代表質問の調整が十分できないと。だから、やはり時間をもう少し取ってほしいということがありました。時間の問題で60分とありましたけども、それはちょっと置いておいて、やはり示される施政方針の時間と代表質問の締切りの時間が余りにも切迫しておるということで、その点については十分考慮してほしいということがありました。申し上げておきます。

大井淳一郎委員長 それは今までも要望してきたところで、なかなか執行部と調整の付かなかったところなんですけど、創政会は当然、これが早かろうが遅かろうが代表質問を廃止すべきだというお考えだと思いますので、また、議論が違うのかなというところはあるかと思います。みらい21と至誠一心会では代表質問は存続すべきではないかということなんです。

それに対して創政会は、代表質問を廃止して一般質問でもできるじゃないかといっていることなんですが、もし廃止した場合、会派の理念を反映させるとか、あるいは市長の施政方針についてどのような形で質問を担保していくのか。お考えがあればお願いします。

宮本政志副委員長 その前に笹木委員にお聞きしたいのは、先ほど一般質問は議員個人ということと、代表質問は会派の代表ということで端的におっしゃったんですけど、もう少し具体的に教えてください、どういう見解だったのかというのを。一般質問は議員個人でという話と代表質問は会派の代表がというところを触れられたんですけど、ちょっと意味がよく分からなかったんで。

笹木慶之委員 これは私が決めたわけじゃなしに、そのように定義されておることによって、議員の一般質問というのは、法令上の定めがないんですよ。地方自治法にもそういう表現はありません。ですから、一般質問という形式で質問できるとなっておって、それは議員がという形になっています。それから、代表質問というのは、あくまで会派の代表者、会派の定義がされて、何人以上の会派でどうこうだということになって、主義主張が同じ者が会派となっておりますが、代表として、時期というのが3月とか6月とかと定めてあるところもあるし、定めていないところもありますけど、基本的にはうちは3月、6月になっているかな、そうになっていますが、それは会派の代表としてということになっています。そういう書き方をしていますからね。私が言っているわけじゃなく定めがそうになっている。

宮本政志副委員長 それと先ほど施政方針を代表質問でお聞きすると言われておりました。その施政方針と所信の表明は、どのように違うんですか。

笹木慶之委員 私が答えるのも変な話ですけど、全然違います。所信表明というのは、その人が就任したときの新たな政治姿勢の問題。それから、施

政方針はその年度の施政をどうするかということですよ。だから3月から6月になっているんだろうと。うちの市長が4月就任だからね。

宮本政志副委員長　それで、今の二つをお聞きした上でお聞きしたいのが、一般質問ではできないから代表質問の必要性を今言っておられるわけですよ。ですから、一般質問ではできない、代表質問じゃないと無理なんだというところは具体的にどういったところですか。つまり、一般質問でもできるんじゃないんですかということをおっしゃっているんです。

笹木慶之委員　さっき言ったように、会派の代表としてということでは会派の意見をまとめてというふうにありますよね。会派の理念に基づいてということになります。おのずとそうなると思いますよ。理念に基づいて、会派というのは主義主張の同じ者が集まって結成すると。こうなっておいて、したがって、その共通認識の下に、市長の定めた方向性について、質疑していく、問いただしていくということでは、会派してということでは。

宮本政志副委員長　だからそれは一般質問でできないんですか。できないという理由を教えてくださいと言っているんです。

笹木慶之委員　だから、さっきから何回も言っているじゃないですか。一般質問は議員個人、「議員が」となっている。議員一人でやるわけですよ。皆さんの意見をまとめてと言っても、意見を言うだけで皆さんの意見になっていないじゃないですか。会派でまとめた代表質問という、うちは会派制を取っているから、会派制の中でそういう方向性が定められておるといえるんです。

伊場勇委員　僕は思っているのは、一般質問でも、この度の一般質問が会派を代表して施政方針について質問ができないのであれば代表質問をしようと思いますけど、それができるのであれば、特に代表質問と新たに設ける必要があるのかなと。これがまず1点です。それと、要望書にも書い

ていますけど、一般質問は一人70分あるんですよ。自由に聞ける時間があるんですよ。会派の代表としても、この時間を使って聞くことができるんですよ。なのに、今、代表質問がある。本市議会のように70分も時間があるところはなかなかないですよ。ほかの市議会より長いんです。例えば宇部市とか、もっと人数が多いところは一人15分ぐらいしかないんです。もし会派を組んでいる方々がたくさんいらっしゃる会派があれば、そこで時間を割り振って代表質問という形で自分の意向も入れながら、しっかりその場で質問ができると。行政に対して質問ができるという仕組みが、代表質問だと思うんですよ。けども、うちはそうじゃないですよ。みんなに平等にあるわけじゃないですか。なので、代表質問ではないといけないという理由が見いだせなくて、会派としてはもう廃止するべきじゃないのというところなんです。それについて、どう考えられるのかな。

笹木慶之委員 私たちはさっきから言っているように、今までの流れの中でやってきた。会派を代表してということの中で、内容については、指定されたものについて与えられた時間内でやってきたと。それについては、議会のほうに市長に対する質問の手法として与えられたものであるもので、それがより効果的になるように、きちっと対応していくべきだという考え方です。それから今、伊場委員が言われたような制度はよその市にありますよ。それをいきなり廃止ということではないでしょう。方法論を変えて、例えば会派の人数の多いところについては、時間を広げるとか少ないところについてはというふうなことをやっている議会もあります。いろんなことをやっている議会もあるんですけど、それは方法論であって、いきなりそれが中止とか廃止とかいうところに行くということではないんじゃないかなと。それからもう1点は、こないだこの議会基本条例の見直しについてしっかり議論されましたよね。この見直しの中で当然、今の代表質問の問題も関わってくることもあるわけで、議会の運営の仕方の問題についてはどういうことがありますかという、その直接的かどうかは別として、そういった問題についてもやはり議論の中に当然

出てくるべきじゃなかったかなというのは、やはり話の中ではありました。ということで、議会全体の問題を見直すということの中での一つの項目として捉えていくなれば、ここで、いきなり廃止というのはいかななものかなあと。だから、やはり今言ったように、制度としてあるものについては有効的、有機的にきちっと対応していくべきじゃないかと。それが全てで、それ以上の内容については、ほかにありません。

大井淳一郎委員長　もし代表質問を廃止することによって、どうなるかということなんですが、代表質問はあくまで統括方式を取っていますので、議員がここで登壇してもらって、会派間の政策論争も一応ありますので、まず市長の施政方針について質問して、市長がそれに対して登壇して答えると。それから、再質問で、理想は会派代表と市長で討論するというのが一番いいんです。これは伴っていないというのは事実です。もし、それを廃止すると、今の一般質問では分割方式と一問一答方式になります。伊場委員の言われるように一般質問のメニューの中で市長の施政方針についてというのを定めれば、これは共産党も時々やっていますが、市長が答える場合もありますけど、答えない場合もあります。もし一問一答だとできないことはないんですけども、もし廃止したらどういう運びになるのかなというのが1点。それから、一般質問となると、個人の権利として分散していきませんが、今の運用はくじなので、市長の施政方針について聞きたい人が、最終日になる可能性もあります。最初になる場合もあります。これはあくまでも形式論なんですけど、理想なのは市長の施政方針というものを、まず初日にやって、それから広げていくほうが形式的にこだわるならばそうなんですけど、それも関係ないということが意図であれば、また別の話になります。ですから、代表質問を廃止して一般質問の中に溶け込んじゃうと、市長が答弁を最初からしてくれない可能性がある点と、順番がばらばらでもう完全にごちゃごちゃになるというところがあります。ただ、質問の順番等については議会運営委員会で決められますので、それはまたやり方はいろいろあるかと思えます。だから、廃止したら廃止したなりにいろいろどうやればいいのか

ということも考えないといけないので、単にやめましょうだけではちょっと議論できないのかなというのがありますね。ちょっとその辺の案をいただければと。（「時間が経過したので換気ために休憩しましょう」と呼ぶ者あり）では、1時間経過しましたので、換気のため休憩したいと思います。

午後4時2分 休憩

午後4時15分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。代表質問の廃止についてです。今、創政会から代表質問の廃止について出されて、議論が少し平行線になっている状況ですが、これについて、議論することは大事なことです。論点を明確にしていかななくてはいけないと思います。なかなか、どの辺が論点かと言われるとちょっと難しいところではあるんですが、これについて議論して、もし今日なかなか結論が出ないところもあるかもしれませんが、できる限り論点を明確にしていきたいと思います。

伊場勇委員 繰り返しになりますが、一般質問ではできなくて代表質問でできることは何なのかというところ。創政会ではそこに違いが見いだせなかったわけ。そこについて、まず議論していきたいなと思います。

大井淳一郎委員長 一般質問ではできなくて代表質問でできることということですね。言われるとおり、一般質問で施政方針についてという項目を定めて質問すれば、なるべく一問一答ではなくて分割方式でその項目を聞くという形を取れば市長も答弁することは可能かと思えます。ですから、代表質問じゃないと市長は答弁しないということはないとは思いますが、これは分かりません。答弁者の指定はできません。市長が委任することができますので。代表質問だと市長が答弁し、一般質問だと市長が答弁しないということは当てはまらないので、その点では違いはないか

と思います。ただ、今の形式だと代表質問は統括方式、一般質問は分割方式又は一問一答になっていますので、これはやり方にもよりますが、一般質問とするならば分割方式でやられるほうがいいのかと思います。これはもう別に議員のスタイルなどでどうこう言うつもりはないです。市長の答弁という点では違いは出ないのかなと、今聞いて思いました。

宮本政志副委員長 市長の答弁があるかないかというのはまたちょっと別の論点なんで、施政方針を一般質問で定めればと言われたんですけど、現状の基本条例第11条を見た限り、施政方針は本市議会の一般質問ではできないということですか。してもいいんじゃないですか。わざわざ定める必要ないし、施政方針と定めればとおっしゃいますけど、定める必要もなく、別にできないという規定はないと思うんですけどね。

大井淳一郎委員長 いやいや私が言いたいのは、一般質問だとできないわけではない、だから代表質問でないと施政方針について聞けないわけではないということが言いたかっただけです。今、宮本副委員長が言われるように、また共産党もやっていたように、一般質問の中で市長の施政方針を聞いて分割方式を取れば、それについてまとめて質問ができ、市長が答弁するので一般質問だとできないわけではないと。今、副委員長が言われるとおりです。今、伊場委員に反論したわけではなくて、一般質問だと市長が答弁しないことが考えられるのではないかということもあるけど、それは違くと、今話を聞いて感想として思ったということです。

宮本政志副委員長 先ほど伊場委員の質問の中に、一般質問ではできないんです、できないことがあるんですと。だから代表質問が必要で、代表質問でないとできないんですというところを論点として議論したいんで、その件に関してお二人の会派の見解をお聞きしたいと。これがさっき伊場委員の言われたことです。

大井淳一郎委員長 私は、みらい21の議員でもあるけど委員長でもあり、基

本的に公平な立場でなきゃいけないので、あまり偏ったことは言いませんが、一般質問はあくまでも個人なので、議員の考えでやる。会派は会派の考えを集約してということがあります。ただ、伊場委員が先ほど言われたように、それに対しては恐らく事前に一般質問する人に会派の理念を集約させれば、会派の思いは、一般質問という場でできるじゃないかというところがあるんで、そこには違いはないと思います。今、公平な立場で言っているんで、別に味方とか敵とかそういうんじゃないです。会派の違いは、そこです。違いはないということを多分、創政会は言いたいんじゃないかなと思います。そうであれば別に順番は関係ないということですね、初日だろうが最終日だろうが。その辺はどう思われますか。今度、一般質問がばらばらになると、ちょっとその辺はどうなのか。くじなんで、完全に。（発言する者あり）一般質問と代表質問はどう違うのか。一般質問でできなくて代表質問でできることは何ですかということに対して、私は市長の答弁と会派の理念ということと言ったんですが、考えられる反論も今言うたので、そのほか市長の答弁と会派の理念を出すというところ以外に、もし一般質問でできなくて代表質問でできることがあればということで、笹木委員はありますか。

笹木慶之委員 代表質問というのはこの申し合わせ事項にも書いてあるように、市長の施政方針に対して会派を代表して質問することができるということになっているんですよね。ただし、代表質問を行う議員は会派から一人として、代表質問は当該定例会においては一般質問をしないという定めがしてある。以下、書いてありますが、市長が全部答えなければいけないとは書いていない。一括で質問をして、市長がまず一括して答える。それが違いなわけですよ。だから、一括して質問するから市長が登壇して一括して答弁する。その答弁の際に、必要な補足があれば、必要に応じて参与が対応するというのは、あえて定めてあるから、そのような形式で行われるということです。一般質問にはそういう形は書いていないわけです。そういう定めにはなっていない。誰がどうだこうだとかいう手順は書いていない。その中で、さっき言ったように議員が理念を持

って会派を組んだ、その会派の共通的な問題として、代表がまとめて市長に問いただすということで、3人なら3人、4人なら4人が同じような質問をみんなするというわけにはいかない。だからまとめてやりますよと。そのくらい多くの政策になりますよね。そこが、やはり、おのずと意味合的に違ってくるんじゃないかということです。だから、一般質問というのは今、宮本委員も言われるように、議員全員ができる仕組みになっておるから、みんなすればいいわけで、それには制約は何もないわけです。だから、その中で例えば、私は、何を代表してどうこうという発言をしたとしても、それはそれとしてもいいと思いますよ。それは、とめるわけにはいかないからいいんだけど、その内容と代表質問とは違うんじゃないかということです。それから代表質問はここに書いてあるのは、時期については施政方針が行われる定例会においてということが、ちょっとどっかで見落としただけで、たしか3月、6月という明記があったと思ったんじゃないけど、それがどこか分からなくなってしまったんで……

伊場勇委員 恐らく、施政方針は大体3月にありますが、市長選があつて、その後の議会としたときの6月という意味合いじゃないかなというふうに思っています。だから、3月、6月なんじゃないかと。（発言する者あり）そう思います。

笹木慶之委員 市長選の関係と思うんですけど、そういうふうに、手順が定められているわけ。だから、その定めに従ってやるということだから、どこが違うかと言われるけれども、その定めがあるということが違うということなんですよ。

伊場勇委員 今まではそういう定めでやってきたというところを経験した中で、代表質問は要らないという方向性を創政会として見いだしたというところなんです。一番は先ほどから申し上げておりますが、一般質問ではできなくて代表質問ではできる理由がないと会派で思っているんです。一般質

問は、市の一般事務について聞くことができます。一般事務の中に、この施政方針も入ると思うんですよ。それは皆さん、御承知のとおりだと思いますけど、ただ会派でまとめて意見するなら、それは会派の話なのでそれは全然できる話ですよ。質問体系の話をされましたけども、登壇して市長が答えると。登壇せずに市長が答えてもいいんじゃないのかなと。登壇して市長が答えることがそんなに大事なのかなと思うわけですよ。もう普通の席で答えていただければいい。答えるか答えないかは質問する側の質問の仕方にもよると思いますし、そこも代表質問でないとということとはまた違う話なんじゃないかなと。もう一つは順番なんですけど、代表質問の順番もくじ引ですよ。内容の調整はするように今なっていますが、それも順番はくじですから、たとえ一般質問でくじ引で順番が後ろだったとしても、それはまた質問の仕方じゃないですか。それによって、内容を少し変更する場合もあるかもしれませんが、そこは代表質問がなくなったとしても変わらないことであって、そのまま普通に一般質問でできると思っているんで、廃止するべきじゃないかと。今まであったことを鑑みてというところは御理解いただきたいなと思いますし、それ以上の理由が見当たらないというところですよ。

宮本政志副委員長 笹木委員にお聞きします。先ほど、代表質問は3人なり4人なりの全員の統一した理念の下にまとめた代表者一人が代表質問をしますと言われましたよね。そうすると、3人が一般質問する中で、一人はその会派の共通理念を下に会派でまとめた施政方針も踏まえて、自分の一般質問にすると。それとはまた違う角度から、同じ会派ですから共通理念の下、自分の与えられた70分の一般質問で質問を組み立てていくことはできますよね。先ほどそれができないから、代表質問が必要なんだとおっしゃったと思っています。一般質問ではできない、代表質問でないとできないんですという答えにちょっとなっていないような気がするんですけど、その辺りをもう一度ちょっとお聞きしたいんです。

笹木慶之委員 代表質問というのは、会派などで会派の理念に基づいて3人な

ら3人、4人なら4人、5人なら5人が、なるほどそうだと共通的な立場に立って聞くのが代表質問のまとめじゃないですか。だから、議員が一般質問をするというのは、それに掛からない。俺はこう思うけど、いや俺はそう思わんぞという話も同じ会派の中であるかもしれない。それについては、議員が個人として聞けばいいじゃないですか。それはそうになっているじゃない。まとめる必要はないでしょ。代表質問とはそうになっている、ルールがそうになっているわけです。ルールに従ってやらなきゃいけない。だから、代表質問もすることができます。しなきゃならないではなく、できるになっているんですよ。だから、なければしなくてもいいわけ。そういう選択肢は残っている。だから、あくまでこれを読んでみると、市長の施政方針に対して会派を代表して質問できると。会派から一人として、代表質問者は当該定例会において一般質問を行わないと。それから代表質問は、市長の施政方針演説が行われる定例会において、一般質問の前に行うという定めが決まっているから、それにのっとってきちっと整理をして、論点に合わせてやっておるということです。だから、一般質問の中でも、市長の施政方針について聞くことができるわけです。規定に書いてあるから。市政全般に当たってということは、どこから切って入ってもいいわけ。しかし、それはその議員が聞くわけであって代表じゃない。（発言する者あり）いやいや、一般質問は議員個人のことです、与えられた権利だから。

宮本政志副委員長 平行線になっていますけど、一般質問で議員が自分の所属する会派の代表として、共通理念を踏まえた総合的な質問をできるじゃないですかと言っているんです。今、笹木委員はできないと言われるんです。一般質問でできませんと。議員個人の質問というふうにおっしゃるけど、一般質問で私は自分の会派を代表して、会派の共通理念の下、会派で話し合った統合的な質問をさせていただきますと一般質問でできるわけですよ。しちゃいけないと書いてないんです。だから、代表質問じゃないとできないということを教えてください、お答えくださいと言っているんです。笹木委員の言うことは、一般質問でもできるでしょと

言っているんです。（「違うよね」と呼ぶ者あり）

笹木慶之委員 私はこの解釈を正確に読んでいったの話になるんだけど、一般質問ができるという話については、議会基本条例の中に書いてあるわけですよね。議会基本条例の中には代表質問という言葉は出てきていないと思います。申し合わせ事項に付け加えられておるのが、代表質問という形で新たに導入された。それは、一般質問では対応できない部分があるからこうなったんだろうということが前提です。それは、その中をひもといてみると、質問方式が定められておるし、時間も違った方法であるし、会派を代表してということは、少なくとも会派の皆さんの理念と合致しておかなきゃならんと。もちろん、一般質問でも理念に合致していないものはしないと思いますけどね。ただ、それは議員個人的意思でもって対応できる、皆さんの意見を確認することはないという問題で、ただ一般質問にしても代表質問にしても、代表質問はもう限られた時間の中で限られた項目しかないわけです。そうすると、数項目ある中で絞り込まないといけないじゃないですか。では、うちの会派とすれば、この点が重要課題だから、これについて市長の市政を問うてくれということで決まれば、それに基づいて対応していくということでありませぬよね。だから、微妙に違ってくるわけですよ。だから、一般質問というのとはどこから切っていったどこから入っていったも全然問題ないわけだけど、代表質問というのは、それに限定されたものであって、なおかつ会派の代表者として会派の理念に沿ったものであって、そしてそれを統一的な課題で取り上げるというテーマの下にやっていくという制約が加わってくるわけだから、微妙な違いがあると思いますよ。もうそれ以上のことはない、それ以上は何もない。

宮本政志副委員長 大井委員長と笹木委員の会派に見解をお聞きしたいのが、先ほど来お聞きしていますと、一般質問では市長の答弁がないかもしれない。しかし、代表質問では市長の答弁があると。この市長の答弁のあるなしに何か重く、論点のもう一つとして何か聞こえるんですけど、そ

こが代表質問の必要性和捉えておられるんですか。

笹木慶之委員 いや、それは捉えておりませんが、この定めの中に書いてあるのが、代表質問の答弁者ということで、代表質問の一括答弁は最初に市長の総括的答弁を行って、その後必要に応じて参加が行うという定めになっているわけです。その定めを言っているだけであって、それを求めているわけではありません。市長がどんな総括答弁をされるか分かりませんが、それはそのようになっているわけです。一般質問にはそんなことは書いていないでしょということです。

宮本政志副委員長 いや、だから、一般質問だったら市長の答弁がもらえないかもしれない。代表質問だったらこうやって書いてあるから市長の答弁がもらえる。市長の答弁がもらえるから代表質問が必要なんだというふうにおっしゃっているんですねと聞いているんです。

笹木慶之委員 もうこれは原則的なことだけど、議会の答弁は全部市長の答弁ですよ、誰がやろうと。議会参加がやろうとそれは市長に代わってしているのであって、答弁に代わりありません。だけど、この施政方針に限定して、そして、その政策議論をしていこうじゃないかというときに定めた議会の心意気というかな、そういうものがうかがえるわけ。だからこそ決めたと思いますよ、代表質問制度を。だから、それについてはやっぱりそれはそれとしてきちっと受け止めて、私はやっぱりやるべきじゃないかということです。

大井淳一郎委員長 今、私の発言のことを言われたのでお答えします。代表質問だと市長が答弁するけど一般質問だと答弁しないかもしれないと言ったのは、代表質問実施に当たっては、当時議運の委員長だったので、議会事務局長とも話をしながら、執行側と話をして施政方針について代表質問をします。答弁は、市長がきちっと答弁していただきたいということをお約束というか打ち合わせた上で行ったという経緯があります。代表

質問だと必ずそのように行ってきました。登壇して市長がきちんと答弁するということがあります。ただ、一般質問になると、もちろん議員が議員個人としての立場、あるいは会派の理念を反映させた上で質問しても、それに対して市長が答弁するかどうかにはちょっと自信がないので言ったわけで、今、皆さんが言われるように、一般質問の場で市長の施政方針という項目を定めれば、することができます。ただ、共産党が項目に入れたときに、市長は答弁しなかったです、最初から。だから、必ず市長が答弁してくれるよというのはちょっと僕も確証を持ってない。ほかの議員が代表質問をしたときは、市長が答弁しなかったですからね、市長の施政方針について。それで、市長の施政方針について聞いたのに、なぜ市長が答弁しないんだというのがちょっとあったんです。だから、ちょっと自信がないというのはそこで、言われるとおり、議員の力量にもよりますし、市長しか答えられない質問をすればいいわけです。そこはあるかなと思います。私の発言ことを言われたんで言うておきます。

宮本政志副委員長 今、ひとつ論点整理ができましたね。笹木委員の会派は、市長の答弁にそんなにこだわっていないと思います。つまり、市長以外の参与なりほかの執行部の方が答弁しても、それは市長の答弁と同じだと受け止めました。大井委員長の会派に関しては、市長の答弁が頂きたいんだ。だから代表質問でないと、と言われたんで、そこは少し論点が違うなと思いました。

大井淳一郎委員長 代表質問で答弁いただきたいというのは、その前提として、市長と議員の政策論争という理想を今掲げていますけれども、その前提とすれば、やっぱり市長が答弁しないと始まらないんで、そういう意味で言ったわけで市長が答弁しないと駄目だという認識ではないです。基本的には市長の答弁も部長の答弁も市長の答弁として捉えている点では一緒です。

笹木慶之委員 言ったことを正確に理解してもらわんとちょっと困るわけやけ

どね。あえて言ったのは、さっきも言いましたように、最初に市長の総括的答弁を行いともう定めているわけです。代表質問は市長が総括的に答弁しなさいと書いてあるわけ。一般質問にはそれは書いていない。ただし、市長だけに限定されるものではなくて、議会での参与の発言は全部市長の発言だと。それを付け加えただけです。だから、一般質問で私も個人的には、市長がなぜ答えないのかと言ったことは1回もありません。それは必然的に市長が答えたいと思えば答えればいいわけです。しかし、部長などの参与が答えたとしても、それは市長の政策的な代弁者であるということで、市長の答弁に全く変わりはありません。だけど、強いて言うならば、ここに書いてあるから、代表質問の場合には、もう総括答弁を市長がまずしますと書いてあるわけ。ということだけです。それだけの重たさを感じておられるんじゃないですか。会派の代表としてやれば……（発言する者あり）いや、それは分らんよ。

宮本政志副委員長　そうすると、大井委員長の会派と笹木委員の会派は、市長の答弁が頂けるから代表質問は必要だ。先ほどから、また別の論点もあったと思いますけど、市長の答弁が確実に頂けるから代表質問は必要だということも一つの論点ですということですか。

笹木慶之委員　あくまで一つです。全てではありません。

大井淳一朗委員長　今、いろいろ話しているから、会派の全ての意向とは限らないですけども、今思うには、会派において、市長の答弁が頂けるから代表質問をするというか、代表質問の狙いは市長の施政方針について聞いて、それについて政策論争というのが前提にあるから、市長が答弁しないといけないというのがあるだけで、市長から答弁が頂けないと駄目という意味ではないです。ただ、市長の施政方針について聞くんだったら、市長が答えるのが前提だろうという意味です。でないと始まらないじゃないですか。皆さんが一般質問で、市長の施政方針について聞くとなったときに、市長が答えなかったら、何じゃそれとなるでしょう。

伊場勇委員 ずっと聞いていても、やはり一般質問ではなくて代表質問だからできるということにつながってなくて、今までずっと代表質問をやってきたと。その会派の代表として、理念を明らかにしてやってきた。今、せっかくこのシステムがあるんだから、今更やめなくていいじゃんというふうに捉えているんですよ。ということは、一般質問と代表質問の差は何なのかとなっていて、そこが見いだせないから要望を出しているんです。そもそも今の代表質問というシステムがあるから、わざわざ平成26年に作ったんだから、なくす必要はないじゃないということだけにしか理由として理解できないです。今のところ、そういうふうはまだ感じています。

宮本政志副委員長 だから、2会派の方は、端的に代表質問がなくなったらデメリットが何か出てくるんですか。つまり議会にとってこういうデメリットが出てきて、議会にデメリットが出てくるということは、市民の皆さんにもこういうデメリットが出てくるんですというところを教えてください。代表質問がなくなった上でのデメリット、端的にそれだけでいいんです。必要なんですよ、代表質問が、お二方の会派は。必要だって言うんですよ。必要性を今論じているわけですよ。だから、代表質問がなくなったときのデメリットですよ。こういうデメリットがあるじゃないかと。議会にこんなデメリットが生じていいのとか。そうしたら市民の皆さん方にもこういうデメリットが出てくる。だから代表質問は必要でしょうと。そこだけでいいんですよ、端的に。そうすると、一般質問ではできないことが代表質問ではできるんだ、だから代表質問がなくなると、このようなデメリットが出てくるということだけなんですよ。それをお答えしていただかないと、今伊場委員が言われたように、ただ今ある、前例踏襲主義でいきましょうということに聞こえますよということなんですよ。

笹木慶之委員 代表質問というのは、会派の何人以上をもって会派とするとな

っています。本市では3人ですよ。3人以上をもって会派と認められておられる。その会派の議員が共通理念に基づいて、会派の理念を作って、議員活動、議会活動していこうという方向性を決めたわけです。その共通理念をもって、市長の施政方針に対して、その意見を戦わすと。それによって目新しいものを生み出していこう、方向性を決めていこうということの議論なわけ。だから、それは今の我々の会派の考え方については、そういったことについて、それがなくなるということは、その方向性が見えなくなるというおそれがある。だからあくまで今、会派として認めてもらって、そしてその会派の理念を市長の施政方針にぶつけていって、そこで何かを見いだしていこうと。だからそれがメリット、デメリットとかいう言葉で表現するわけじゃなしに、そういうものに対しての位置づけがされておるということを、やはり連ねていきたいということです。もう一つは、参考に申し上げておきますと、皆さん御存じかも知れませんが、山口県議会の例を取ってみると、会派の代表質問のことですが、会派の意思が一つでない場合は認めませんとなっています。議決に対して、同じ方向性が出ないものというふうにされているんですけど、それは認めませんとなっている。読んでもらったら分かるけど、やっぱりそういうふうな趣のあるものが会派の一つの方向性であると。だから、それをベースに物を考えているということになれば、やっぱり会派ということが大事じゃないかということになる。でなかったら、会派は意味がないじゃないですか。

森山喜久委員 先ほどから聞いていたら平行線になるし、僕も参加したいなと思うんですが、実際、議論が進まないのであれば、この議論については継続で仕方がないかなと思いますが、どうでしょうか。

大井淳一郎委員長 そうですね。今、森山委員から提案がありましたが、うちの会派も途中から、会派で話していないことまで言っていて、ちょっと良くないと思いますので、今の議論を踏まえて、それぞれの会派に持ち帰って、再度協議したいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼

ぶ者あり)では、以上とします。それでは、その他ですが、皆さんからよろしいですか。(「はい、ありません」と呼ぶ者あり)では、ちょっと1点だけ。議会モニターから、政策討論会をできていないんじゃないかという指摘もありますし、平成26年に人口減少について、政策討論をして政策提言をまとめたというのがあります。それから大分たちますので、政策討論をやるのが前提というわけではないんですが、政策討論会をもうちょっと活性化するために仕組みを作る必要があるのではないかと考えております。今、全議員で政策討論会をするということが前提になっております。それが今、なかなか実施できない一つの理由です。もう一つは、あくまでも会派、あるいは無会派の人にも言えるんですが、その発議をもってやるという流れの入り口とステージの問題があらうかと思えます。そこをもうちょっと柔軟性を持たせて、あるいは会派だけではなくて、例えば委員会から投げることができる、全議員じゃなくてももうちょっと人数を絞った形もできるようにするといった柔軟性を持たせた政策討論会の実施要綱に改めたいなと考えています。これにつきましてはまた皆さんと協議しながら、なるべく政策討論会を実施しやすい環境をまず作ること、それからそれを受けて、政策討論会に持っていくということにしたいんですが、皆さんよろしいですか。政策討論会の要綱の見直しをちょっとしたいなと思うんです。皆さんから何かこういうところも見直したほうがいいんじゃないかとかあれば、意見としてお伺いしたいと思えます。

宮本政志副委員長 見直しも含めたことを各会派で持ち帰って、その辺も含めた議論をまたしましょう。

大井淳一郎委員長 また今日、急に出したわけですので、皆さんでそれも踏まえて持ち帰っていただければと思えます。それでは、それも次回以降、協議したいと思えます。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)事務局はよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)失礼しました。議長よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)以上をもちまして、第10

回議会運営委員会を閉じます。皆さんお疲れ様でした。

午後 3 時 散会

令和 4 年（2022 年） 1 月 3 1 日

議会運営委員長 大 井 淳一郎